

## 中小企業活性化支援事業補助金

仙北市内で新たに起業する人や現在行っている事業の拡張等を検討している事業者に対してその事業に係る経費の一部を最大100万円まで補助します。

### ●補助対象者 ※次のすべてに当てはまる者。

1. 市内に住所を有し、かつ市内に主たる事務所がある者。
2. 前年度にこの補助金の交付を受けていない者。
3. 市税等を滞納していない者。
4. 事業の実現が確実であること。
5. 許認可等を必要とする業種にあつては、補助対象事業完了までに当該許認可等を受けること。
6. 事前に商工会、その他の支援機関等が実施する創業塾、経営指導等を受講している者、または起業後、申請の同一年度内に必ず受講する者。

### ●補助対象事業

1. 農林漁業、金融・保険業、風俗営業等要綱で定める業種に該当しないこと。
2. 事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域産業の活性化に寄与するものであること。
3. フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。
4. 事業実施のために要する経費が60万円以上（税抜）であること。

※いずれも市内で実施、3年以上の事業継続が見込まれるもの。

### ●補助対象経費

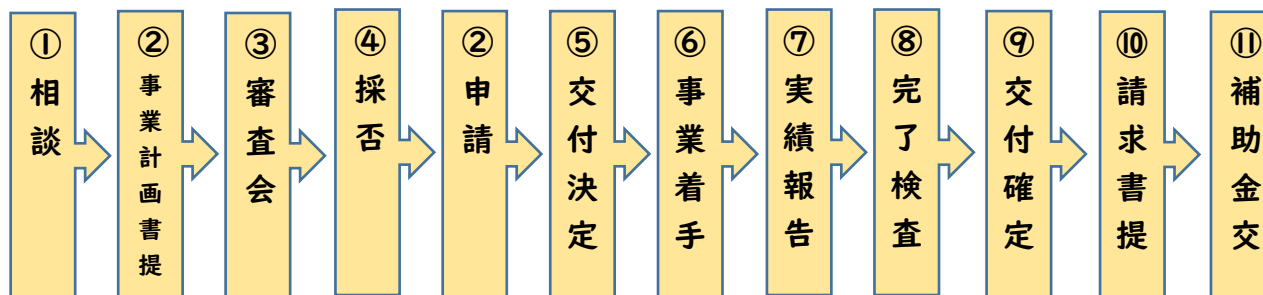
1. 施設整備費（建築、電気設備、内装工事、看板等構築費）
2. 機器等購入費（機械器具費、備品設備費等）
3. 通信機器導入費（その事業の用に供すると認められる場合のみ）
4. システム開発費（導入済みシステムの単純更新費や運用保守費等を除く）
5. その他事業開始に係る経費（広告宣伝費、その他市長が認めるもの）

※中古品は対象外。

### ●補助金額等

補助率：補助対象経費の1/3以内 上限額：100万円

### ●補助金交付までの流れ



- ・事業着手は⑤交付決定後となります。（着手済みの事業は対象外）
- ・申請書提出前に一度、商工課や仙北市商工会へご相談ください。  
（申請書の作成等は商工課や仙北市商工会でサポートします。）
- ・実績報告終了後、現地調査を行います。

## ●提出書類（事業計画書提出時）

### 1. 事業計画書（様式第1号）

（起業する者、個人事業主は仙北市商工会またはその他支援機関等の指導及び支援を受け作成すること。）

### 2. 納税証明書（個人の場合は事業主、会社にあつては会社及び代表者のもの）

### 3. 住民票の写し（個人の場合は事業主、会社の場合は代表者のもの）

### 4. その他市長が必要と認める書類

## ●事業計画書受付期間

**令和8年4月1日～令和8年5月29日**

【審査会：6月中旬】（予定）

・受付期間は上記のみとなります。それ以外の期間は受け付けません。

※交付決定額が予算額に満たない場合、追加で受付期間を設けることがあります。

・事業に着手できるのは交付決定後（6月下旬予定）になりますので、それを想定した上で事業計画を策定してください。

・商工課（角館庁舎2階）に、上記受付期間の平日8時30分から17時15分までに提出してください。（土日祝日は受付していません。）

## ●審査会について

・提出された事業計画書等に基づいて、「事業内容の妥当性」「事業の将来性」「事業に対する知識、経験及び保有する技術の存在」「事業の新規性・革新性」「事業計画の妥当性」「地域社会・雇用・従業員賃金等への貢献度」の点を審査します。

※申請者本人によるプレゼンテーションは行いません。

・審査会開催後、結果を仙北市中企業活性化支援事業採否通知書（様式第2号）により通知します。

## ●補助金の交付申請について

・採択の通知を受けた事業者は、仙北市中企業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第3号）を商工課へ提出してください。

・審査会において事業計画の一部の修正を条件に採択された場合は、修正した事業計画書を添えてください。

## ●その他

・上記内容はあくまで制度内容の一部になりますので、申請をご検討される方は市ホームページに掲載している補助金交付要綱をご確認ください。

市ホームページは右のQRコード読み取ってください。



（市HPはこちら）

## ●問い合わせ先・申請書提出先

仙北市役所 商工課（角館庁舎2階）

TEL 0187-43-3351

仙北市商工会 角館本所

TEL 0187-54-2304

田沢湖支所

TEL 0187-43-0372

西木出張所

TEL 0187-47-2130